車庫証明

⑥-1 自動車保管場所届出書

『自動車の使用の本拠の位置』と、登録名義人の印鑑証明住所が同じ場合

・この書類は車庫証明の申請に使用します
・記入例をもとに赤枠内にご記入ください

〔東京都の場合※1〕

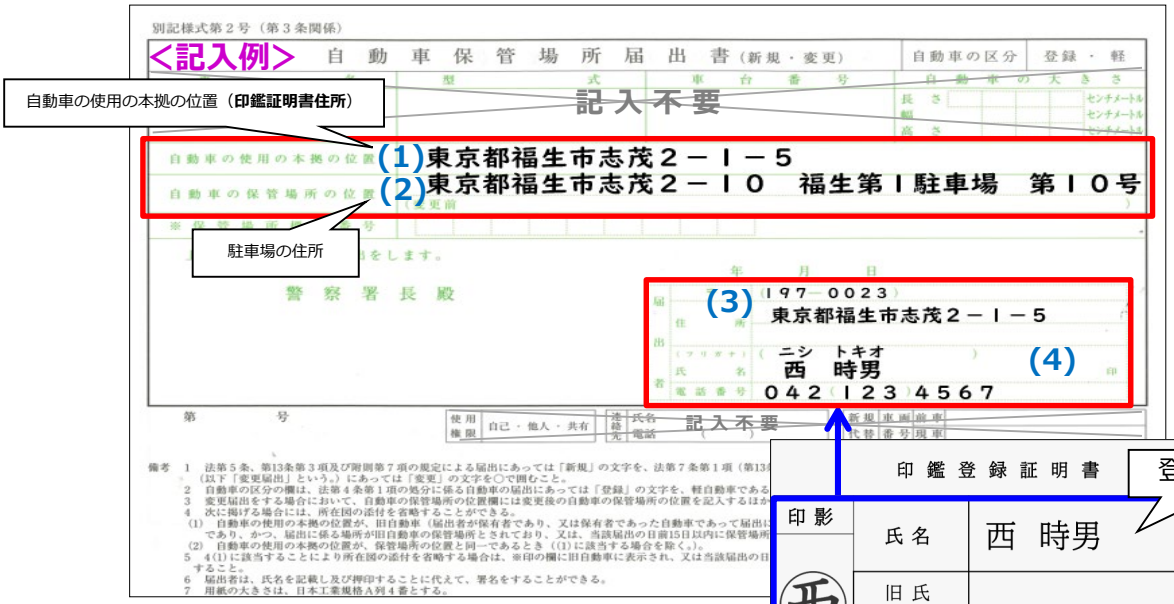

※1「自動車の保管場所の位置」を管轄する警察署の
『自動車保管場所届出書』に記入

(1) 登録名義人の印鑑証明書と同じ住所を記入

＊住所は都道府県から記入。丁目・番地はハイフンで省略も可

(2) 駐車場の住所・名称・駐車位置番号を記入

⚠注意 **印鑑証明と同じ場合は、(1)と同じ住所を記入（同上は不可）**

(3) 登録名義人の印鑑証明書と同じ住所・氏名・**フリガナ**と電話番号を記入

＊法人の場合は住所・**代表者名**・**フリガナ**・会社名を記入（社判・ゴム印の使用も可）

(4) 押印は不要

【ご注意】

・この書類は**複写式**になります。ご記入の際はご注意ください
・**ボールペンで ご記入ください**（消せるボールペンは不可）
・記入間違いによる訂正は、二重線を引き、空いているスペースに正しい文字を
ご記入ください （訂正印不要）

例）福生市 ~~福生~~ 志茂